

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷五十三第

行發日一月九年七和昭

論叢

滿洲國稅制及其批判 法學博士 神戶 正雄

時差說覺書 文學博士 高田 保馬

船腹過剩問題の意義 經濟學博士 小島 昌太郎

時論

沿岸漁業者問題 經濟學士 蜷川 虎三

研究

中央銀行の獨立性より見たる政府貸上金に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

總體經濟と個別經濟 經濟學士 大塚 一朗

幕末の財政紊亂について 經濟學士 大山 敷太郎

ゼツエーリングの統一貸借對照表について 經濟學士 熊本 吉朗

說苑

爲替相場變動の原因について 法學士 正井 敬次

企業豫算制度の米國に於ける現狀 經濟學士 山本 安次郎

ズルタン氏の國家收入論 經濟學士 大谷 政敬

ゾンバルト教授の百貨店觀 經濟學士 堀 新一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

沿岸漁業者問題

蜷川虎三

一、緒言

「農山漁村振興」の看板が掲げられてから年久しきものがある。併し、何も振興されぬうちに「農山漁村救済」と看板は塗りかへられた。いまや振興ぐらいでは、地方民を釣ることが出来ぬ程、現実事態は悪化し窮乏は深刻化したからである。

既に、「農山漁村振興」が宣傳價值があり、人氣が取れたと云ふことは、反面に、如何に農山漁村が困窮と衰退の一路を辿つてゐたかを語るものだ。何等實行の意思もない空宣傳に、地方民が期待の出来ぬ期待を持ったのは全くこれが爲めである。併し、もはや、そんなことでは誤魔化し切れない事態に立ち到つてしまつた。こゝで救済が振興に替ることになつたのだが、苟も救済の必要を認めて之を行はんとする以上、其の救済は根本的であり、徹底的でなければならぬ。然ら

すんば、何も振興が救済に替へられた意味をなさぬからである。地方民は、いままで政黨などの宣傳に騙されてゐたものゝ、今度こそは、よもや僞瞞政策ではあるまいとの期待と希望を持つてゐる。殊に此の「國難」に當り、「非常時」に處する特別なる内閣まで出來て、眞面目な政策の遂行に努力すると傳へられてゐることは、更に期待を大ならしむるものがある。

併し大なる期待は大なる失望と表裏である。大衆の期待をこゝまで高めて置いて、若し之が實現されぬとき如何なる結果を招來するか、それは考へるまでもないことである。ところが「自力更生」が叫ばれたり、無い袖は振れぬと云はれたり、現内閣成立當時の掛聲にも似ず、所謂救済案は甚だしく消極的になつてしまつたと傳へられてゐる。殊に所謂時局匡救豫算なるものゝ内容を見るとき、單に金額のみの問題でなく、果して之が現實事態を正しく認識した結果として立てられた救済案であるかどうか、果して農山漁村の窮狀が之によつて打開され、更生の道を歩み得るかどうか、大なる疑懼の念を抱かざるを得ない。

特に漁村對策の如きに至つては、全く、申譯的のものであり、之で漁村が救はれるとは、少しく漁村の實狀を知る者に於いては、考へも及ばぬことであらう。農山漁村の救済などと云ふが、事實、漁村などは體裁に列べられてゐるに過ぎず、少しも問題を根本的に觀てはいない。農業や農村に就いては、學者、政治家にして之を論ずる者が多く、世論を指導し、また當局者を督勵する機會も非常に多い譯であるが、漁業や漁村に就いては、一言半句も之に及ぶ者のない現狀であ

る。即ち百五十萬の漁村民は全く輿論の支持の外に在り、日本の水産業は、理論及び政策の研究から放置され、全く屬僚政治に委かされてゐる。之で漁村の救済が達せられ、日本水産業の發展が期せられるであらうか。

今回、議會に提出される時局匡救の豫算案の内容をなす漁村救済に關する主要部分は、(一)水産土木事業として、小漁港、船溜、船揚場、築磯などの工事助成費二百四十七萬六千圓、(二)漁村共同施設助成費二十五萬圓、(三)機船底曳網取締費十八萬三千圓などから成るものであるが、かかる費目の計上のみによつて窮乏のどん底に在る漁村が更生出來るであらうか。勿論議會は豫算を鵜のみにし、行政事務は之を以て進行するであらうが、漁村は終に救はれないのではないか。而して沿岸漁場は益々荒廢し、沿岸漁業は衰退し、沿岸漁業者は生業を奪はれ、更生どころか没落に拍車をかけられることになるのではないか。此の意味に於いて、豫算が通らうと通るまいと、また議會が濟むと濟まぬとに拘らず、漁村問題は依然解決されずに殘ることになる。我々は寧ろ此の際一層、識者に訴へて、問題が正しく認識され、無爲無策の水産政策が、少なくとも、しつかりした軌道を以て進み得る程度に迄確立され、従つて又漁村問題に對する方策も、單なる一時凌ぎではなく、根本的な基礎の上に樹立されんことを希望して止まない。これ茲に特に漁村問題としての沿岸漁業者問題を取り上げる所以である。

二、沿岸漁業の重要性

水産業は、普通に、漁業、水産養殖業、水産製造業を包括し之を總稱するものに他ならないが之が中心を成すものは、勿論漁業である。而して漁業は種々なる觀點から之を區別することが出来る。其の生産の基本的條件たる漁場の位置によつて觀れば、漁場が海洋に在るか、内陸水界(河川湖瀉池沼)に在るかにより海洋漁業と淡水漁業に分つべく、海洋漁業は又、漁場の遠近により、近海漁業と遠洋漁業に區別される。而して近海漁業は更に沿岸漁業と沖合漁業とに分たれるが、何處までが沿岸で、何處からが沖合かと云ふやうに必ずしも明確な區別がある譯ではない。

たゞ沿岸漁業は、其の漁場を陸地に接近したる位置に持ち、沿岸定著性の魚族或は廻游性の魚族にして沿岸に來游するものを其の採捕の目的とし、漁船は小型にして漁撈は陸地を利用することによつて可能となる場合が多い。周知の如く、沿岸は、魚族の繁殖生長のための水槽で、其の種類及び量に於いて極めて豊富なるのみならず、漁撈技術から見て簡易であり、且つ漁獲物を迅速容易に處分するに便利があるから、漁業が沿岸に發達することは當然である。併しこのことは反面に、自ら濫獲の弊害を生じ、漁場の保護涵養の暇なく之を荒廢せしめ、定著性魚族の繁殖は減退し、廻游性魚族の來游を妨げる原因をつくり易い。是に於いて、漁船を堅牢大型にして充分なる裝備を持つものとし、十數里の沖合に出で、更に數十日或は數ヶ月の遠洋航海の可能なる漁

船を以て、漁場を求め魚群を追ふに至る。之れ沖合漁業或は遠洋漁業である。

我國に於いては、遠洋漁業獎勵法¹⁾を制定して明治三十一年以來、漁業圏の擴大と大漁業の發達を獎勵助成し來つたので、漁業が沖合遠洋に發展したことは、著しきものがあるが、併しなほ内地漁獲高の七割内外は沿岸漁業によることは、次表によつて明らかであらう。

内地沿岸漁獲高及割合 ²⁾	内地沿岸漁獲高及割合 ³⁾	
	漁獲總高	沿岸漁業
大正元年	九〇・二	八四・九
五年	一〇六・七	九六・九
十年	二九四・七	二三八・五
昭和元年	三一九・九	二二五・四
二年	三一六・四	二二九・一
三年	三〇一・七	二〇九・三
四年	二九四・〇	二〇四・五
五年	二二九・五	一六二・九
		割合(%)
		九三・一
		九〇・八
		八〇・九
		七〇・五
		七二・四
		六九・四
		六九・六
		七〇・五

即ち、我國の漁業は、沿岸漁業が本體を成すもので、沿岸漁村民は専ら之に依存して生活してゐる譯である。従つて、沿岸漁業の衰退は、我國の漁業の中心勢力の没落であり、また自ら之に依存する沿岸漁業者の生活の脅威であることは云ふまでもない。

然るに、近來、沿岸漁場の荒廢、沿岸漁業の不漁は頻りに傳へられる所で、水産統計の不備のために、之を明らかに數量的に示すことは出来ないが、如何なる地方にても魚族の減少、繁殖生長の悪化は訴へられてをり、之が對策として、稚魚の愛護、酷漁の取締が唱導されてゐることに依つても察し得る所である。勿論一般的に考へれば、沿岸漁場が荒廢し、沿岸漁業が絶望ならば、沖合遠洋に發展し得るから之によつて

1) 明治三十年三月三十一日法律第四十五號、明治三十八年全部改正、明治四十二年、同四十四年、大正十四年一部改正。
 2) 水産局・遠洋漁業獎勵事業成績(大正七年)及帝國水産會第二次水産年鑑(昭和三年)を参照。なほ沖合遠洋の漁獲高は大正元年乃至昭和三年の間約十六倍となつてをり、内地漁獲高に占める地位は6.2%から26.8%に上つてゐる。
 3) 農林省統計表による。

救はれるとも云へるであらう。併し、沖合遠洋の漁獲物は、専ら特定種類の廻游性魚族と、底魚に限られて、魚食國である我國に於ける需要を満足する種類及び數量の充分なる供給をなすことは不可能である。

而も沿岸漁場は、魚族にとつて好適なる繁殖及び生育の場所であり、之を荒廢せしむることは最も重要な水界資源を滅失せしむることであるから、假令、漁場が他に發見開拓される見込みがあつても、之を荒廢の儘に放置することは出来ない。況んや之によつて生活する百五十萬の沿岸漁業者の在るに於いては、無爲に沿岸漁業の頽勢を眺めてゐる譯には行かない。

即ち、漁場に就いてのみ云へば、漁業の問題は、漁場を如何にして開拓擴大するかといふこと、既存漁場を如何に保護涵養して、漁業を維持發展せしむるかと云ふ二個の問題に歸する。前者は即ち遠洋漁業の問題であり、後者は沿岸漁業の問題である。而して、此の兩者が漁業政策上問題にされてゐたことは事實だが、それは、單に技術的に取扱はれたに過ぎなかつた。即ち、遠洋漁業に就いては、漁船、其の機關、副漁具等の發達を助長することを主たる眼目として之を奨勵し、沿岸漁業に就いては、繁殖保護のための諸取締、或は淺海の利用として増殖事業を行ふが如きことであつた。然るに、此の兩者に就いて何れも社會經濟的な政策と施設とを伴はしめなかつたから、技術的に遠洋漁業は發達したが、その經營上の安定性は必ずしも與へられなかつたし沿岸漁業に於ける繁殖保護、増殖等は形のみあつて其の實効を現すことが出来なかつた。現に沿

4) 拙著水産經濟論(改造社經濟學全集部門經濟學) p. 552. 漁村の窮乏の原因として漁民によつて訴へられる所は(一)魚價の暴落、(二)漁村に於ける失業、(三)不漁である。

岸漁業の不振衰退は其の實證である。

殊に漁業政策の一枚看板は遠洋漁業の奨励で、それ以外には殆んど一貫した方針の如きものはなく、沿岸漁業に關する方策の如きは全然看過されてゐたと云つても決して過言ではない。何も漁業の發達は、沖へ出るばかりが能ではない。よく漁業に於ける自然的支配條件を克服し、統制し得る生産として而も豊富なる生産物を供給するに在る。ゆゑに沿岸漁場の保護涵養と、遠洋漁場の發展開拓とは漁業の發達のための兩輪であつて、之が片輪の奨励助長をなすことは我國の水産業に對する認識不足だと云ふより他はない。現在の漁村の窮狀、貧困化は、一般的に云へば、確かに我が資本主義的經濟の發展の必然的結果には違ひないが、事ここに至つて救濟だの匡救だのと大騒ぎする位なら、初めから出来るだけのことはして置くべきであつた。それをして置かなかつた以上、無爲無策だと云はれても文句はない筈である。

三、沿岸漁業不振の原因

沿岸漁業の不振は、沿岸漁場の荒廢の結果であり、漁場の荒廢は酷漁濫獲に因るものと云はれてゐる。此の見解は間違つてはいない。併し、だからと云つて、直ちに、漁業取締規則を嚴重にし、増殖事業を行へばいゝといふ結論にはならない。確かに取締規則を嚴重にし之を勵行すれば禁漁期、禁漁場に於ける漁業を取締れるであらう。稚魚の捕獲を禁止することが出来るであら

う。併し、現に取締規則それ自體は可なり整つてゐるにも拘らず之をどしどし犯す者があり、また犯すのが普通になつてゐるのは、漁業者の貧困窮乏なることによるものであり、また漁場に對し漁業者が少しも協同的でなく、捕らなければ損だと云ふ極めて個人主義的な利己的な考を有つやうな漁業組織になつてゐるからである。

此の結果は、魚族を益々減少せしめるし、魚族の減少は、更に酷漁濫獲を激成する。ちつとやそつとの増殖事業などの利目がある筈はない。また取締を嚴重にした所で効果が現れることが不思議である。而も若し強いて之を行へば漁業者の生業を奪つてしまふことになるであらう。今回の豫算に計上されてゐる機船底曳網の取締費など、取締監視船を建造するさうであるが、機船一艘に取締船一雙を用意しない限り、思ふやうな取締は不可能であらう。思想悪化を防止するため、之を悪化せしむる原因を除かないで、警察の取締ばかり嚴重にするやうなものだ。況んや機船底曳網漁業の如きは、元來指導獎勵したものである。漁業の發達のために確乎たる方策を有たず、たゞ技術的な發達のみを企圖した結果に他ならぬ。今に至つて機械の發達を呪ふやうな状態に到つてゐるのだ。偶々此の漁業の影響が大きいので、漁村民の怨嗟の的となつてゐるが、實は沿岸漁業に於いて、大小の差はあれ、同じことが行はれてゐることを知らねばならぬ。焦眉の急として取締ることは、特に機船底曳網漁業に於いて重要なることは論を俟たないが、取締船の建造の如きは、全く坭繩的で、沿岸漁村民への御機嫌とり、一服の鎮靜劑に過ぎぬ。

元來、漁業は殆んど絶對的とも云ふべき程、水界、氣界、陸界の自然的條件に支配されてをり之が經營に於ける自然的危險は頗る大であつて、漁業が常に投機視される原因となるのだが、若し之を克服して安定した企業たらしむるためには、(一)水界自然科學の發達、(二)漁業の特質に基づいた産業施設の整備、(三)自然的危險分散に適切なる經營組織と方法、等々に就いて、其の發展を企圖すべきである。然るに我が國は、海洋國だ水産國だと云はれながら、此等の方面に於いて何等の發達も示してはいない。最も漁業に於いて基礎的な科學である湖沼學、海洋學の如きに就いて一個の完備した機關さへない状態であり、之で漁業の發達を望んでゐると云ふのであるから驚くべき水産國である。勿論、漁業は産業であり、單に自然科學的研究のみではなく、社會經濟的研究をも必要とするのであるが、此等も全く等閑に附されてゐる。従つて漁業の特質に基づいて國家が如何なる政策を採り、産業施設をなすべきかさへ、明らかならず、全く其の場限りでお茶を濁し、漁業の經營組織、經營方法等に就いても、甚だ不完全たることを免れない。

かかる状態の下に於いては、漁業の經營に當り、出来るだけ自然的危險を少なからしむる方法を採ると共に、また之を經濟的に危險分散の方法を講ずるより他はない。従つて沖合遠洋漁業に於いては、漁船漁具の改良は勿論、氣象通報、漁況海況の通信聯絡を圓滑充分ならしめて、其の活動を敏速ならしむると共に、漁獲物の處理貯藏加工等、よく商品性を維持増加せしめて、市場關係を有利に導く必要がある。漁獲物が商品としての耐久性を缺き而も漁獲が不安定なる結果は

漁業をして、經濟的に常に不利の状態に在ることを餘儀なくせしめるからである。而して、かゝる自然的危険、經濟的危険の防止と共に單に同一種漁業のみならず、多種漁業を兼營し、水産製造を經營中に含むことにより、更に危険を分散することが可能となるが、それだけに、漁業經營は大規模となり、資本家的經營によらざるを得ない。

右のことは沿岸漁業に於いても全く同様である。たゞ沿岸漁業に於いては、無資力なる漁業者に於いて之を如何に經營するかが重大な問題である。また沿岸漁業に於いては漁場を求め、魚群を追ふて漁業を營むことが出来ないから、漁獲を安定せしむるためには、漁場に於ける魚族の生長繁殖或は廻游を人爲的に助長しなければならない。即ち繁殖保護であり、養殖であり、漁場涵養の施設の完備である。併し漁場は農業に於ける耕地とは性質を異にする。耕地では、他と關係なく之を保護し培養することが出来る。勿論水利の如き問題もあるが、耕作者は自己の利益のみに限局することが一般に可能である。ところが、漁場は相互に共通の利害と關係があり、甲の努力も乙の協力を缺くことにより全く水泡に歸する。従つて沿岸の漁場の保護涵養及びこれが漁業の發達は、到底個人主義的原理に基づく經營では之を期待することが出来ないこと云ふことが沿岸漁業の最大特色である。沿岸漁業では、漁場が限られてをり、而も相互に關係してゐるから、自分だけよければいと云つた調子では、終に漁場は荒廢せざるを得ない。此の意味に於いて沿岸漁業者は、部落から村へ、村から縣へ、縣から全國にと協同して行くのでなければ、沿岸漁業の

發達は望めぬことである。

而も亦、沿岸漁業者は、何れも資力なき小漁業者であり、社會的地位に於いて最も不利な状態に在る。資本主義の發展を一意努力した明治大正の日本の、指導原理は、商工立國であり、商工業の偏重、而して其の保護獎勵は、農業や水産業の犠牲に於いて極端に行はれた、従つて水産業の如きに於いては、その政策施設は全く體裁を繕つた程度のことしか行はれてをらず、而もそれは産業の發展の名を以て資本家的産業としての意味ある部分に限られた。資力なき沿岸漁業者は日本資本主義發展の犠牲にされた水産業の而も其の顧みられざる部分に屬する沿岸漁業によつて生活してゐるのである。社會的にこれ以上恵まれない地位は先づあるまい。世界恐慌、國難、非常時に見舞はれる前から、沿岸漁業者にとつては慢性的非常時だったのである。漁村の恵れない社會的施設、文化的施設は勿論のこと、其の生活を見る時、これが世界強國の一であり、文明國と云はれる日本の漁村と云へるであらうか。併し、そんなことを云つたて、誰れも相手になつてくれる者はない。漁村民が團結し、經濟的に資本の攻勢に對して防戦するより他はないのだ。

併し、衆議院議員の選舉ではないからたゞ數で行くことは出来ない。その團結に對し、國家が強力なる保護を加へる必要がある。強力なる徹底した保護である。勿論さう云つたからとて、國家が産業の發達を妨げる（よく使はれる言葉だ）やうな徹底した保護はしないから大丈夫である。産業の發達のために必要な保護を、國家の任務として行ふことである。現實事態の認識が不足で

而もたゞ資本家の利潤をより、一層に確保せんとすることは、一時はいゝかも知れないが、その口癖である産業の發達は反つて望めないことゝなるであらう。中小生産者に「自力」などを望む事は、若し眞面目に云つてゐるなら認識不足であり、常識のある者なら遁辭としか考へられないであらう。蓋し、此の社會に於いて、資本が自由にならない者は一人前には歩いて行ける筈がないからだ。

沿岸漁業に於いては、其の漁業の特殊性から、また漁業者の社會的地位から、その生産が協同的でなければならず、而も經濟的に強固な團結が必要である。而して國家が之を保護し支持して行かなければならない。然るに、先に述べた如く、國家は積極的に沿岸漁業の發達のために有効なる方策は何もとつていないばかりか、寧ろ、沿岸漁業に就いて、根本的に阻害となるやうな制度を固執し、全く漁業の本質に立脚しない漁業法を強行してゐるのだ。これでは沿岸漁業が衰退し、不振に陥ることは當然で、救濟などは既に遅しである。併し救濟と覺悟を定めたなら、事態の本質を擱んで、眞に更生の道を拓くべきで、非常時内閣が政黨の眞似をして一時凌ぎの、小手先の細工などをやるのは、その成立の本旨に添はぬものであらう。

然らば、沿岸漁業の發展を阻害してゐる原因は何か。

- (一) 沿岸漁業に關し、當局者が全然無爲無策なること、
- (二) 現行制度の不備、不徹底、

1. 漁業權制度

2. 漁業組合制度

によるものである。水産關係者から種々なる希望が出され對策が要求されてゐるが、漁業の取締繁殖保護、漁業資金の融通、漁村共同事業の達成など、何れも右の問題の解決の上に立つものである。従つて先づ此等の阻害原因を排除し、發展の地盤を築くことが必要である。殊に漁業組合の改善の如きは、實に古く實際方面より要求されてをり、今回も全國水産大會の「漁村救濟緊急對策」に於いて、漁業組合の改善が其要求の一項を成してゐるが、かかる重要にして根本的な問題が當局の容れる所とならないとすれば、一體漁村の救濟の如き如何にして行ひ得るのであらうか。

四、沿岸漁業振興の方向

沿岸漁業者更生發展の道は、沿岸漁業の振興に求めなければならぬ。而して、沿岸漁業を振興せしむる根本的な基礎は、沿岸漁業者の協同であり團結であり、而して、之に對する國家の保護である。このことは前節に述べた所より明瞭であるが、之がために、國家が沿岸漁業問題に對し一定の方策を得て積極的な態度に出で、且つ現行漁業法を改正して漁業制度を漁業の特質に即して改め、沿岸漁業の發展を阻害してゐる點を除くことが何よりの急務である。

そのためには、漁業組合の改善が根本的であり、之によつて沿岸漁業者をして漁業に即した眞の協同團體を作らしめ、從來の個人主義的な排他的な漁業から解放して、漁場の保護と涵養の目

1) 「諸家の觀たる沿岸漁業の將來」帝水(七年一月)參照。

的を達すると共に漁利をあげしむべきである。現行の漁業組合制度に於いては、¹⁾漁業組合の主たる機能を専用漁業権の形式的なる保持者たらしむることに在つて、その以外に漁業者を協同的たらしむる何等の働きをも有つてはならない。勿論漁業組合は漁業共同施設をなすことが出来るが、これは要する不徹底な産業組合を一層不徹底にした制度に他ならず、沿岸漁業者の協同體の機能としては極めて不十分で(これは先に述べた沿岸漁業者の協同の目的及要件から明らかであらう)かかる制度の下で、如何に漁業組合の指導獎勵をした所が、何の役にも立たぬことである。

元來、漁業組合が専用漁業権の保持者たる意味を有つならば、保持者としての完全なる職責を果し得る機能を賦與すべきであるにも拘らず、立法者は、單に個人主義的な權利思想に囚れて、形式的なる保持者たることにのみ着目し、漁業組合をして自ら漁業を営むことを禁じてゐるから、漁業組合員は(一)漁業組合によつて協同して漁業を営むことを得ず、單に漁業権の貸付を受けて、個々に漁業を営むに過ぎず、(二)而も漁業者の無資力なる結果は、組合が組合員のために保持する漁業権を資力ある者に貸付けざるを得ないこととなり、漁業の利益は終に資力ある漁業家に奪はるゝ結果となることは必然の勢である。即ち現在の漁業組合の制度では、形式的には、如何にも組合が組合員の利益のために其の生活の基本權と謂はれる専用漁業権を保持してゐるのだが、實質的には少しも保持などしてないことになるのだ。何んとなれば、(一)其の根本方針として、沿岸漁業及び沿岸漁業者にとつて不可欠な要件である漁業に於ける協同を妨げ、且つ(二)漁業権の行使を組合員から奪つてゐるからである。これでは漁業者の發展の地盤はなく、また、沿岸漁場の

1) 漁業法第四三條參照
2) 漁業法第四三條第三項。

保護涵養の如きは望んでも出来ないことである。これ私が、取締を嚴重にし、増殖、繁殖保護を圖つても、たゞそれだけでは目的を達し得ぬと述べた所以である。

ゆゑに、漁業組合をして、沿岸漁業者の協同體たらしむることが、あらゆる沿岸漁業政策の先決問題である。勿論之が協同體たらしむる基本的規定は、先に述べた沿岸漁業者の協同の目的を達成せしむるものでなければならず、此の協同體の組織、機能及び活動の規定は、當然に其の根本的規定より導かれるものでなければならぬ。此の點に就いては、別の機會に「漁業組合論」として詳論する豫定であるから、本稿に於いては一般論をなすにとゞめる。

之に對し人或は、危懼の念を抱いて反對するであらう。漁業組合に漁業經營を許すときは、其の保持する専用漁業權を失はしむる危険があると。併し、現在の制度の下に於いても、形式的にさへ必ずしも確保されてはいないのである、況んや實質的には、寧ろ奪はれてゐるのだ。而もなほ之がために、沿岸漁場の保護涵養が不可能になつてゐる。ゆゑに論者の如く、専用漁業權を漁業者の生活基本權として尊重するならば、現在に於いて、之を形式的にも實質的にも確保する對策に出づ可きではないか。

併し私見の如き漁業組合の改造論に於いては、沿岸漁業は沿岸漁業者の手にと云ふ根本方針によるから、¹⁾此の見地に於いて、國家の監督指導及び漁業組合相互の聯絡協同を圖り、殊に、漁業組合の改善は同時に漁業權制度を改め、専用漁業權の内容を充實せしむると共に、漁業權の行使を専ら漁業組合中心に置くことによつて、漁業組合を生かし而も其の保持する漁業權の確保を更に

1) 拙著 漁村問題と其の對策 參照。

強固ならしめる。ところが現行の漁業組合制度では、漁業組合を殺して而も其の漁業權を組合員から奪つてゐるのではないか。

また、或者は、産業組合制度が存在する以上、之によればいゝので、何も漁業組合を改造する必要がないと云ふであらう。併し、それは沿岸漁業の性質を理解せず、現行の漁業組合の機能に對する認識不足に出發する謬論である。産業組合の現在に於ける機能、其の實績を知る者ならば而して、沿岸漁業に對し正しい認識を有つ者ならば、現行の産業組合によつて、之が補足し得るものかどうか論ぜずして明かであらう。

沿岸漁業を振興し、沿岸漁業者を現在の窮狀より救つて之を更生せしむるためには、沿岸漁業に對する政策を確立し、その基礎から建直しをするのでなければ、其の目的を達し得ないことを私は斷言する。而して最も根本的にして急務なることは、漁業に即さぬ漁業法を改正して、漁業權及漁業組合制度の改造を圖ることである。

如何なる救済も、保護も獎勵も、之が實現を可能ならしむる地盤がなければ、終に其の目的を達することは出来ない。結局救はれる必要のある者は救はれず、反つて何處かで甘い汁を吸ふ者が出てくるのではないか。農山漁村の現在の窮狀は昨日今日に始つたことではなく、そのよつて來る所は遠いのだ。その犠牲者を此の機會にまた犠牲者たらしむることは、何人も許す所ではあるまい。救済の手が完全に届く地盤と基礎を作ることが根本的に必要なる所以である。